

クーリング・オフについて

クーリング・オフ制度は、一定期間内であれば、理由を問わず無条件で契約を解除できる制度です。

クーリング・オフが可能な取引内容 (下記に該当してもできない場合もあります)	クーリング・オフ期間※
訪問販売 店舗や営業所等以外の場所で購入した契約 	8日間
電話勧誘販売 事業者から電話で勧誘を受けて結んだ購入契約 	8日間
連鎖販売取引 他人を勧誘して販売組織に加入させると利益が得られるなどと言って、商品を買わせるなどする契約。マルチ商法ともいう 	20日間
特定継続的役務提供 5万円を超えるエステ・一定の美容医療・語学教室・学習塾・家庭教師・パソコン教室・結婚相手紹介サービスを一定期間継続して利用する契約 	8日間
業務提供誘引販売取引 事業者が提供・あっせんする仕事をすれば収入が得られると言って勧誘し、仕事に必要として商品を買わせるなどする契約 	20日間
訪問購入 店舗以外の場所で物品を事業者が消費者から買い取る契約 	8日間

※原則としてクーリング・オフについて記載のある契約書を渡された日が起算日になります。

～クーリング・オフのご相談は～

クーリング・オフができるか不明な場合や、クーリング・オフしたいと思ったら、お近くの消費生活センターにすぐご相談ください！
手続き方法等について詳しくお知らせします。

消費生活センター いやや **188**

＜こんな場合でもクーリング・オフできることがあります＞

- 契約書面の記載内容に不備があるときは、所定の期間を過ぎていてもクーリング・オフできる場合があります。
- クーリング・オフができないと事業者が言ったり、脅したりしてクーリング・オフができなかった場合、所定の期間を過ぎてでもクーリング・オフができます。
- 金融商品や宅地建物の契約などでもクーリング・オフができる場合があります。

